

令和6年2月5日  
地域行政部  
住民記録・戸籍課

## 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に 関する条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

住民基本台帳法等の改正（※）に伴い、規定の整備を図る必要があるため、「世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例」を令和6年第1回区議会定例会に提案する。

※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」の成立に伴い、住民基本台帳法が改正されている。

### 2 改正内容

- ・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて取り扱う情報として、「附票本人確認情報」を加える。
- ・今回の法改正の内容等を反映し、文言を一部修正する。

### 3 目的

国外転出者に対してマイナンバーカードを交付するため。（国外転出者もマイナンバーカード及び電子証明書が利用できるようになる。）

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

### 5 施行予定日

改正住民基本台帳法の施行の日

※改正住民基本台帳法の公布の日（令和元年5月31日）から起算して5年を超えない範囲において政令で定める日

※ただし、一部の文言の修正については条例の公布の日から施行する。

## 世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例	○世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例
平成14年12月6日条例第56号	平成14年12月6日条例第56号
改正	改正
平成15年6月24日条例第40号	平成15年6月24日条例第40号
平成16年1月8日条例第1号	平成16年1月8日条例第1号
平成20年6月24日条例第38号	平成20年6月24日条例第38号
平成27年10月2日条例第34号	平成27年10月2日条例第34号
令和2年9月30日条例第38号	令和2年9月30日条例第38号
令和5年3月6日条例第9号	令和5年3月6日条例第9号
<u>令和6年 月 日条例第 号</u>	
世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例	世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、区民等の本人確認情報、 <u>附票本人確認情報</u> 及び住民情報等（以下「本人確認情報等」という。）が関係機関に通知され、又は提供され、利用されることにかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性の維持をいう。以下同じ。）を厳正に確保するため、法令に定めるもののほか、区が講ずべき住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、区民の本人確認情報及び住民情報等（以下「本人確認情報等」という。）が関係機関に通知され、又は提供され、利用されることにかんがみ、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性の維持をいう。以下同じ。）を厳正に確保するため、法令に定めるもののほか、区が講ずべき住民基本台帳ネットワークシステムの適正な運用管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護を図ることを目的とする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

改正後	改正前
<p>(1) 住民基本台帳ネットワークシステム コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ、認証業務連携サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。）、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が本人確認情報及び附票本人確認情報を都道府県知事に通知し、都道府県知事が本人確認情報及び附票本人確認情報を地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳法第19条の3に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。以下「機構」という。）に通知し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、並びに市町村長、都道府県知事及び機構が本人確認情報及び附票本人確認情報の記録、保存及び提供（市町村にあっては、記録及び保存）を行うためのシステムをいう。</p> <p>(2) コミュニケーションサーバ 転入通知（住民基本台帳法第9条第1項の規定による通知をいう。以下同じ。）、住民票の写しの交付の特例（同法第12条の4の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）及び転入転出の特例（同法第24条の2の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第3項の規定による通知をいう。以下同じ。）を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成（番号法第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。）のために必要な情報を通知し、機構から個人番号とすべき番号の通知（同項の規定による通知を</p>	<p>(1) 住民基本台帳ネットワークシステム コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、機構サーバ、認証業務連携サーバ、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。）、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が本人確認情報を都道府県知事に通知し、都道府県知事が本人確認情報を地方公共団体情報システム機構（住民基本台帳法第30条の2第1項に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。以下「機構」という。）に通知し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域を越えた住民基本台帳に関する事務を処理し、並びに市町村長、都道府県知事及び機構が本人確認情報の記録、保存及び提供を行うためのシステムをいう。</p> <p>(2) コミュニケーションサーバ 転入通知（住民基本台帳法第9条第1項の規定による通知をいう。以下同じ。）、住民票の写しの交付の特例（同法第12条の4の規定による住民票の写しの交付をいう。以下同じ。）及び転入転出の特例（同法第24条の2の規定による個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている者等に関する届出の特例をいう。以下同じ。）のために必要な情報を市町村長間で通知し、都道府県知事に本人確認情報の通知及び転出確定通知（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第13条第3項の規定による通知をいう。以下同じ。）を行い、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成（番号法第8条第2項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。）のために必要な情報を通知し、機構から個人番号とすべき番号の通知（同項の規定による通知を</p>

改正後	改正前
<p>いう。以下同じ。)を受け、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する<u>命令</u>(平成26年総務省令第85号。以下「番号<u>命令</u>」という。) <u>第23条の2第2号及び番号法第16条の2第2項</u>に掲げる事務に係る情報又は認証業務(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第2条第3項に規定する認証業務をいう。)の実施のために必要な情報を機構との間で通知するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。</p> <p>(3) 都道府県サーバ 市町村長から本人確認情報<u>及び附票本人確認情報</u>の通知<u>並びに</u>転出確定通知を受け、本人確認情報<u>及び附票本人確認情報</u>の記録、保存及び提供を行い、並びに機構に本人確認情報<u>及び附票本人確認情報</u>の通知を行うための都道府県知事の使用に係る電子計算機をいう。</p> <p>(4) 機構サーバ 都道府県知事から本人確認情報<u>及び附票本人確認情報</u>の通知を受け、本人確認情報<u>及び附票本人確認情報</u>の記録、保存及び提供を行い、並びに市町村長から個人番号とすべき番号の生成のために必要な情報の通知を受け、<u>並びに</u>市町村長に個人番号とすべき番号の通知をするための機構の使用に係る電子計算機をいう。</p> <p>(5) 認証業務連携サーバ 電子証明書(公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び公的個人認証法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)の発行を受けている者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法<u>第30条の7第4項</u>に規定する機構保存本人確認情報をいう。)のうち個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)以外のもの<u>及び機構保存附票本人確認情報(住民基本台帳法第30条の42第</u></p>	<p>いう。以下同じ。)を受け、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する<u>省令</u>(平成26年総務省令第85号。以下「番号<u>省令</u>」という。) <u>第35条第1項第2号及び第7号</u>に掲げる事務に係る情報又は認証業務(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第2条第3項に規定する認証業務をいう。)の実施のために必要な情報を機構との間で通知するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。</p> <p>(3) 都道府県サーバ 市町村長から本人確認情報の通知<u>及び</u>転出確定通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、並びに機構に本人確認情報の通知を行うための都道府県知事の使用に係る電子計算機をいう。</p> <p>(4) 機構サーバ 都道府県知事から本人確認情報の通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、並びに市町村長から個人番号とすべき番号の生成のために必要な情報の通知を受け、<u>及び</u>市町村長に個人番号とすべき番号の通知をするための機構の使用に係る電子計算機をいう。</p> <p>(5) 認証業務連携サーバ 電子証明書(公的個人認証法第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び公的個人認証法第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)の発行を受けている者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法<u>第30条の9</u>に規定する機構保存本人確認情報をいう。)のうち個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)以外のものを利用するための機構の使用に係る電子計算機をいう。</p>

改正後	改正前
<p><u>4項に規定する機構保存附票本人確認情報をいう。</u>)を利用するための機構の使用に係る電子計算機をいう。</p> <p>(6) ファイアウォール ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機をいう。</p> <p>(7) プログラム 電子計算機を機能させて住民基本台帳ネットワークシステムを作動させるための命令を組み合わせたものをいう。</p> <p>(8) データ 住民基本台帳ネットワークシステムにおいて通知され、記録され、保存され、又は提供される情報をいう。</p> <p>(9) 区民等 区の住民票に記載されている者(住民票の消除を行った場合は、当該住民票に記載されていた者) <u>及び区の戸籍の附票に記載されている者(戸籍の附票の消除を行った場合は、当該戸籍の附票に記載されていた者)</u>をいう。</p> <p>(10) 本人確認情報 住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。</p> <p><u>(11) 附票本人確認情報 住民基本台帳法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。</u></p> <p>(12) 住民情報等 転入通知、住民票の写しの交付の特例及び転入転出の特例のために必要な情報で市町村長間で通知されるもの、転出確定通知に係る情報、個人番号カードの交付に係る情報並びに署名利用者確認(公的個人認証法第3条第3項に規定する署名利用者確認をいう。)に係る情報をいう。</p> <p>(13) 関係機関 国、都道府県、市町村及び機構並びに住民基本台帳法第30条の9 <u>及び第30条の44</u>に規定する国の機関又は法人、同法第30条の10第1項 <u>及び第30条の44の3第1項</u>に規定する通知都</p>	<p>(6) ファイアウォール ネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機をいう。</p> <p>(7) プログラム 電子計算機を機能させて住民基本台帳ネットワークシステムを作動させるための命令を組み合わせたものをいう。</p> <p>(8) データ 住民基本台帳ネットワークシステムにおいて通知され、記録され、保存され、又は提供される情報をいう。</p> <p>(9) 区民 区の住民票に記載されている者(住民票の消除を行った場合は、当該住民票に記載されていた者)をいう。</p> <p>(10) 本人確認情報 住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報 <u>で、同法第7条に掲げる氏名、出生の年月日、男女の別、住所、個人番号及び住民票コード並びに住民票の記載等に関する事項(住民基本台帳法施行令第30条の5各号に規定する事項をいう。)</u>をいう。</p> <p>(11) 住民情報等 転入通知、住民票の写しの交付の特例及び転入転出の特例のために必要な情報で市町村長間で通知されるもの、転出確定通知に係る情報、個人番号カードの交付に係る情報並びに署名利用者確認(公的個人認証法第3条第3項に規定する署名利用者確認をいう。)に係る情報をいう。</p> <p>(12) 関係機関 国、都道府県、市町村及び機構並びに住民基本台帳法第30条の9に規定する国の機関又は法人、同法第30条の10第1項に規定する通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他</p>

改正後	改正前
<p>道府県及び附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関、同法第30条の11第1項及び第30条の44の4第1項に規定する通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関及び同法第30条の12第1項及び第30条の44の5第1項に規定する通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関をいう。</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第3条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に当たり、区民の本人確認情報等を適正に保護し、本人確認情報等の漏えい及び不正利用を防止するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 区長は、個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）に基づき個人番号通知書（番号命令第7条に規定する個人番号通知書をいう。以下同じ。）及び個人番号カードのセキュリティを確保するために必要な対策を実施し、並びに個人番号通知書及び個人番号カードの適正な管理及び運用に努めなければならない。</p> <p>(職員の義務)</p> <p>第4条 本人確認情報等を取り扱う事務に従事する職員（以下「職員」という。）は、当該事務を行うに当たり、個人情報の保護に留意し、住民基本台帳法その他の関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p>2 職員は、本人確認情報等の利用に当たっては、事務処理に必要な範囲に限定しなければならない。</p> <p>(会議の設置)</p> <p>第5条 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するために必要な対策（以下「セキュリティ対策」という。）の総合的な実施を図るため、区長の下に、住民基本台帳ネットワークシステムの企画及び運用計画並びにセキュリティ対策に関する事項を検</p>	<p>の執行機関、同法第30条の11第1項に規定する通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関及び同法第30条の12第1項に規定する通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関をいう。</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第3条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に当たり、区民の本人確認情報等を適正に保護し、本人確認情報等の漏えい及び不正利用を防止するための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 区長は、個人番号カード等に関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）に基づき個人番号通知書（番号省令第7条に規定する個人番号通知書をいう。以下同じ。）及び個人番号カードのセキュリティを確保するために必要な対策を実施し、並びに個人番号通知書及び個人番号カードの適正な管理及び運用に努めなければならない。</p> <p>(職員の義務)</p> <p>第4条 本人確認情報等を取り扱う事務に従事する職員（以下「職員」という。）は、当該事務を行うに当たり、個人情報の保護に留意し、住民基本台帳法その他の関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p>2 職員は、本人確認情報等の利用に当たっては、事務処理に必要な範囲に限定しなければならない。</p> <p>(会議の設置)</p> <p>第5条 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するために必要な対策（以下「セキュリティ対策」という。）の総合的な実施を図るため、区長の下に、住民基本台帳ネットワークシステムの企画及び運用計画並びにセキュリティ対策に関する事項を検</p>

改正後	改正前
<p>討する会議を設置する。  (統括責任者等の設置)</p> <p>第6条 区長は、セキュリティ対策の実施に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを構成する機器等を適正に管理する責任者及び住民基本台帳ネットワークシステムを利用する部署のセキュリティ対策を実施する責任者並びにこれらの者を統括する責任者を置くものとする。  (委託に係る措置)</p> <p>第7条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る業務の処理を区の機関以外のものに委託するときは、本人確認情報等の保護を図るため、委託先の当該業務に係る秘密保持等の措置及び体制等を確認し、委託先の守秘義務について必要な条件を付すなど当該業務に係る秘密保持について適切な措置をとるものとする。  (監査の実施)</p> <p>第8条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保について、定期に又は必要に応じて監査を実施するものとする。  (関係機関の調査等)</p> <p>第9条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保に当たって必要があると認めるときは、関係機関等に対し、セキュリティ対策の措置等について、報告を求め、又は調査を行うものとする。</p> <p>2 区長は、前項の規定による報告又は調査の結果、セキュリティ対策の措置等が十分でないとき、当該関係機関等に対して、本人確認情報等の利用を中止すること又は必要なセキュリティ対策の措置を講ずることを要請するものとする。  (緊急時の計画の策定)</p> <p>第10条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、デー</p>	<p>討する会議を設置する。  (統括責任者等の設置)</p> <p>第6条 区長は、セキュリティ対策の実施に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを構成する機器等を適正に管理する責任者及び住民基本台帳ネットワークシステムを利用する部署のセキュリティ対策を実施する責任者並びにこれらの者を統括する責任者を置くものとする。  (委託に係る措置)</p> <p>第7条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る業務の処理を区の機関以外のものに委託するときは、本人確認情報等の保護を図るため、委託先の当該業務に係る秘密保持等の措置及び体制等を確認し、委託先の守秘義務について必要な条件を付すなど当該業務に係る秘密保持について適切な措置をとるものとする。  (監査の実施)</p> <p>第8条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保について、定期に又は必要に応じて監査を実施するものとする。  (関係機関の調査等)</p> <p>第9条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保に当たって必要があると認めるときは、関係機関等に対し、セキュリティ対策の措置等について、報告を求め、又は調査を行うものとする。</p> <p>2 区長は、前項の規定による報告又は調査の結果、セキュリティ対策の措置等が十分でないとき、当該関係機関等に対して、本人確認情報等の利用を中止すること又は必要なセキュリティ対策の措置を講ずることを要請するものとする。  (緊急時の計画の策定)</p> <p>第10条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、デー</p>

改正後	改正前
<p>タの漏えい若しくはそのおそれ又は本人確認情報等に脅威を及ぼすおそれがある場合に備えて、緊急時の対応に係る計画を策定するものとする。</p> <p>(システムの停止の措置等)</p>	<p>タの漏えい若しくはそのおそれ又は本人確認情報等に脅威を及ぼすおそれがある場合に備えて、緊急時の対応に係る計画を策定するものとする。</p> <p>(システムの停止の措置等)</p>
<p>第11条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、データの漏えい若しくはそのおそれ又は本人確認情報等に脅威を及ぼすおそれがある場合及び本人確認情報等が不正に利用され、又は利用されるおそれがある場合は、区の住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部の停止その他の住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保に必要な措置をとるものとする。</p>	<p>第11条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、データの漏えい若しくはそのおそれ又は本人確認情報等に脅威を及ぼすおそれがある場合及び本人確認情報等が不正に利用され、又は利用されるおそれがある場合は、区の住民基本台帳ネットワークシステムの全部又は一部の停止その他の住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保に必要な措置をとるものとする。</p>
<p>2 区長は、前項の措置をとった場合は、必要に応じて、関係機関と協議し、報告を求め、又は調査を行い、原因の解明を行うものとする。</p> <p>(勧告)</p>	<p>2 区長は、前項の措置をとった場合は、必要に応じて、関係機関と協議し、報告を求め、又は調査を行い、原因の解明を行うものとする。</p> <p>(勧告)</p>
<p>第12条 区長は、関係機関に通知され、又は提供された本人確認情報等が不正に利用されたと認めるときは、当該関係機関に対し、本人確認情報等の利用を中止すること又は当該不正利用を是正するために必要な措置をとることを勧告するものとする。</p> <p>(意見聴取等)</p>	<p>第12条 区長は、関係機関に通知され、又は提供された本人確認情報等が不正に利用されたと認めるときは、当該関係機関に対し、本人確認情報等の利用を中止すること又は当該不正利用を是正するために必要な措置をとることを勧告するものとする。</p> <p>(意見聴取等)</p>
<p>第13条 区長は、セキュリティ対策の実施に当たっては、必要に応じて、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号）第2条第1項第4号に該当する事項について、同条例第1条に規定する世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p>	<p>第13条 区長は、セキュリティ対策の実施に当たっては、必要に応じて、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号）第2条第1項第4号に該当する事項について、同条例第1条に規定する世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p>
<p>2 区長は、セキュリティ対策の実施状況等について、定期に又は必要に応じて審議会に報告を行うものとする。</p> <p>(教育及び研修の体制の整備)</p>	<p>2 区長は、セキュリティ対策の実施状況等について、定期に又は必要に応じて審議会に報告を行うものとする。</p> <p>(教育及び研修の体制の整備)</p>
<p>第14条 区長は、セキュリティ対策に必要な事項について、職員及び</p>	<p>第14条 区長は、セキュリティ対策に必要な事項について、職員及び</p>



改正後	改正前
<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る業務の処理を区の機関以外のものに委託した場合における本人確認情報等を取り扱う業務に従事する者に対し、本人確認情報等の保護のために計画的に教育及び研修を行う体制を整備するものとする。</p> <p>(法令違反等)</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムに係る業務の処理を区の機関以外のものに委託した場合における本人確認情報等を取り扱う業務に従事する者に対し、本人確認情報等の保護のために計画的に教育及び研修を行う体制を整備するものとする。</p> <p>(法令違反等)</p>
<p>第15条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関し、職員等に住民基本台帳法、番号法、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令に対する違反行為があったと認めるときは、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するため、法令に定める手続に従い、厳正な措置をとるものとする。</p> <p>(委任)</p>	<p>第15条 区長は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に関し、職員等に住民基本台帳法、番号法、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令に対する違反行為があったと認めるときは、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するため、法令に定める手続に従い、厳正な措置をとるものとする。</p> <p>(委任)</p>
<p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成15年6月24日条例第40号）</p>	<p>附 則（平成15年6月24日条例第40号）</p>
<p>この条例は、平成15年8月25日から施行する。</p>	<p>この条例は、平成15年8月25日から施行する。</p>
<p>附 則（平成16年1月8日条例第1号）</p>	<p>附 則（平成16年1月8日条例第1号）</p>
<p>この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の施行の日から施行する。</p>	<p>この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の施行の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成20年6月24日条例第38号）</p>	<p>附 則（平成20年6月24日条例第38号）</p>
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成27年10月2日条例第34号）</p>	<p>附 則（平成27年10月2日条例第34号）</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>1 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>	<p>1 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条及び次項の規定は平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の</p>	<p>2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の</p>

改正後	改正前
<p>利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、施行日から、同条第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、当該個人番号カードとみなして、第2条及び第3条の規定を適用する。</p> <p>附 則（令和2年9月30日条例第38号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月6日条例第9号） この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和6年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号の政令で定める日から施行する。ただし第2条第1号の改正規定（「第30条の2第1項」を「第19条の3」に改める部分に限る。）、同条第2号の改正規定及び第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された住民基本台帳カードは、施行日から、同条第9項の規定によりその効力を失う時又は当該住民基本台帳カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、当該個人番号カードとみなして、第2条及び第3条の規定を適用する。</p> <p>附 則（令和2年9月30日条例第38号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和5年3月6日条例第9号） この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>

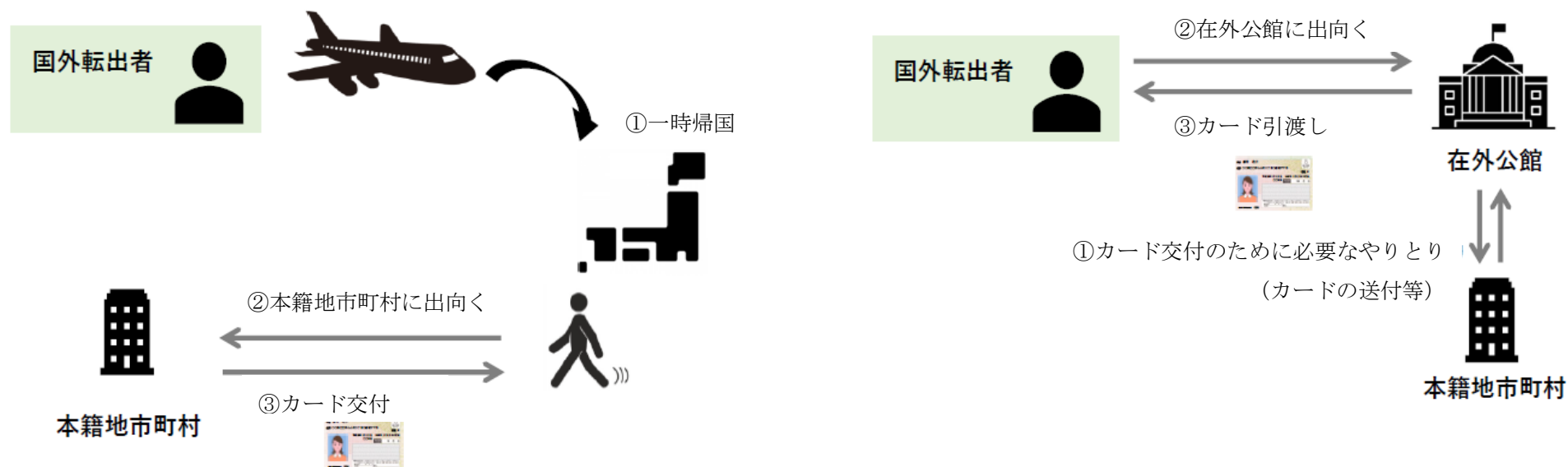
## 国外転出者に対するマイナンバーカードの交付方法

### 1 本籍地市町村での交付

※改正番号法（※1）の施行日（公布の日（令和元年5月31日）から起算して5年を超えない範囲において政令で定める日）から

### 2 在外公館での交付

※改正番号法（※1）の施行日（公布の日（令和5年6月9日）から起算して1年3か月を超えない範囲において政令で定める日）から



※1 正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

※2 出典「令和5年度 住民基本台帳制度関係事務担当者説明会」市町村説明会 資料